

(株)日本確認検査センター 確認検査業務手数料規程

平成 14 年 4 月 1 日制定	平成 19 年 5 月 21 日改定	平成 20 年 6 月 20 日改定	平成 21 年 6 月 8 日改定	平成 22 年 3 月 31 日改定	平成 22 年 5 月 1 日改定
平成 22 年 5 月 20 日改定	平成 22 年 6 月 25 日改定	平成 22 年 7 月 1 日改定	平成 22 年 9 月 1 日改定	平成 22 年 9 月 17 日改定	平成 22 年 11 月 25 日改定
平成 23 年 5 月 23 日改定	平成 23 年 8 月 11 日改定	平成 24 年 5 月 7 日改定	平成 25 年 11 月 21 日改定	平成 26 年 4 月 11 日改定	平成 27 年 6 月 1 日改定
平成 27 年 9 月 1 日改定	平成 28 年 6 月 1 日改定	平成 29 年 4 月 1 日改定	平成 29 年 6 月 15 日改定	平成 30 年 7 月 15 日改定	平成 30 年 10 月 26 日改定
令和 2 年 2 月 20 日改定	令和 2 年 5 月 1 日改定				

第 1 条 この規定は、別に定める「(株)日本確認検査センター確認検査業務規定」に基づき、(株)日本確認検査センター（以下センターという）が実施する確認、検査業務にかかる手数料について必要な事項を定める。

第 2 条 建築物に関する確認申請に係る手数料の額は、確認申請 1 件につき下表に掲げる通りとする。
近畿 2 府 4 県全域共通とする。

「建築物に関する申請手数料一覧表」

(別表-1-(1))

(別表-1-(2))

単位：円

種別 面積 (㎡)	確認申請「審査料 (1) + 構造審査加算料 (2)」				中間・完了検査					
	審査料 (1)			構造審査加算料 (2)	中間検査		完了検査			
	4号(特例有の戸建に限る)型式認定	戸建住宅, 兼用住宅	左欄以外		棟 (exp-j 含む) 毎に加算※1	4号(特例有の戸建に限る)型式認定 【検査部位までの面積による】	左欄以外 【検査部位までの面積による】	4号(特例有の戸建に限る)型式認定 【当機関で中間検査を行った場合】	左欄以外 【当機関で中間検査を行った場合】	4号(特例有の戸建に限る)型式認定 【中間検査が無い場合】
0 ~ 100	22,000	30,000	38,000	20,000	25,000	32,000	28,000	36,000	30,000	38,000
100超 ~ 200	28,000	35,000	42,000	30,000	28,000	37,000	32,000	42,000	34,000	46,000
200超 ~ 500	38,000	50,000	70,000	40,000	35,000	48,000	45,000	50,000	59,000	62,000
500超 ~ 1000			90,000	60,000		57,000		80,000		100,000
1000超 ~ 2000			110,000	70,000		77,000		120,000		150,000
2000超 ~ 3000			160,000	80,000		97,000		160,000		200,000
3000超 ~ 4000			210,000	90,000		130,000		180,000		240,000
4000超 ~ 5000			225,000	95,000		150,000		190,000		260,000
5000超 ~ 6000			240,000	100,000		170,000		200,000		270,000

6000超～7000			260,000	110,000		180,000		210,000		280,000
7000超～8000			290,000	120,000		190,000		220,000		290,000
8000超～9000			320,000	130,000		200,000		230,000		300,000
9000超～10000			350,000	150,000		210,000		250,000		330,000
10000超～15000			380,000	180,000		220,000		280,000		370,000
15000超～20000			400,000	220,000		290,000		340,000		440,000
20000超～50000			420,000	250,000		360,000		400,000		500,000
50000超			協議	協議		協議		協議		協議

※1 構造審査加算料(2)については構造計算書(木造の壁量・1/4分割による簡易計算のものは除く)を添付されているものに限る。

「建築物省エネルギー適合判定対象物件の完了検査加算料」

(別表-1-(3)) 単位：円

延べ面積 (㎡)	完了検査加算料
0～500	20,000
500超～1000	30,000
1000超～2000	40,000
2000超～3000	50,000
3000超～5000	60,000
5000超～8000	70,000
8000超～10000	80,000
10000超～20000	90,000
20000超～50000	110,000
50000超	協議

※棟が複数ある場合は事前にご相談下さい。

※遠隔地の場合の遠隔割増料金は中間又は完了検査に遠隔地割増料金がかかる地域(別表-3)の150%の料金とする。

※仮使用の場合は事前にご相談下さい。

※建築物省エネルギー適合判定対象物件の軽微な変更手数料は(特記事項-27)を参照下さい。

「消防同意加算手数料」

(別表-1-(4)) 単位：円

戸建住宅	2,000
上記以外	3,000

※原則、信書便とし、他の方法で行う必要がある場合は別途見積りとする。

「軽微な変更に関する審査手数料」

(別表-1-(5)) 単位：円

延べ面積		手数料
0～200 m ²		2,000
200 m ² 超～500 m ²		3,000
500 m ² 超	変更項目が一の階に係るもの	3,000
	変更項目二の階に係るもの	5,000
	変更項目三の階以上に係るもの	確認申請審査料(1)×10%

※昇降機を除く。

「ルート2 基準審査手数料」

(別表-2) 単位：円

棟毎の床面積 (m ²)	
0～200	82,000
200超～500	98,000
500超～1000	114,000
1000超～2000	130,000
2000超～10000	155,000
10000超～50000	205,000
50000超	380,000

※エキスパンションジョイント等により、構造上独立している場合は別棟とみなし各棟毎に加算する。

(特記事項)

1. 料金を振り込まれる場合、振込み手数料は申請者にてご負担願います。
2. 前年度につき、同一規模の確認(計画変更は除く)が、50件/年以上の確認実績がある者の申し出により、契約締結した確認申請手数料は、10%減額できるものとします。
3. 完了検査時に検査員から「確認審査等に関する指針(告示第835号第三第4第三号)」に基づき追加説明書等の提出を指示されたものは計画変更と同様に扱い、当該変更に関する部分の面積の1/2を別表-1-(1)により算出した額とします。

A-＜確認審査手数料関係＞

1. フレキシブルディスク(FD)による確認申請手数料の額は、上表別表-1-(1)の金額から2,000円を減じた額とします。
2. 法第6条1項1号且つ法第20条四号イで構造計算書添付を要するものについては別表-1-(1)の構造審査加算料がかかります。
構造計算書添付の必要な建築物の例：延べ面積100m²を超え200m²以下の特殊建築物で、かつ、鉄骨造でラーメン構造の建築物(施行令69条より)
3. ルート2の計算書での建物は通常の構造審査加算料に加え別表-2の金額を加算します。
4. 特定天井審査手数料については、その部分の面積×2の面積を別表-1の構造審査加算料に基づき算出した額とします。

5. あらかじめの検討資料添付の場合の料金については別途協議による。
6. 浄化槽保護の躯体について、1基5,000円の手数料がかかります。
7. 確認申請において、確認審査業務マニュアル以外の手順(申請図書作成指導等)が生じる場合、別途料金がかかります。
8. 建築物の計画変更に係る確認申請手数料の額は、原則として当該変更に係る部分の面積の1/2を別表-1(1)により算出した額とします。尚、計画変更は、FD申請適用外とします。
9. **計画変更に係る確認を要しない軽微な変更(法施行規則第3条の2)審査手数料は別表-1(5)とします。(昇降機を除く)**
10. 用途変更の確認申請の手数料は変更部分の面積を別表-1(1)に基づき算出した額とします。
11. 増築の確認申請に係る手数料は、当該増築に係る建築物の部分としての面積と、当該既存建築物の1/2の面積を合計した面積により、別表-1を適用します。(要相談)
12. 避難安全検証法等により設計を行った確認申請手数料については、別表-8を加算した額とします。
13. 天空率採用の場合は当該物件の審査手数料の1/10又は5,000円のいずれか高い金額が別途加算となります。(道路、隣地、北側の各斜線毎)
14. 直前の確認済証の交付を当社から受けていない計画変更確認申請の申請手数料は、別表-1(1)に基づき算出した額とします。
15. **消防長等の同意を要する申請については確認申請手数料に消防同意加算手数料(別表-1(4))を加算します。**

B-＜検査手数料関係＞

1. 中間又は完了検査で、当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規程」に基づき別途遠隔地割増手数料が加算されます。
2. 中間検査において、工法上等の理由から一括検査を受験できない場合の対応について、2回目以降の検査手数料については、追加料金として実質その都度検査を行う床面積の25%の面積を、別表-1に基づき算出した額とする。但し、工区分けをしても全ての工区の検査が必要な行政区域の物件については、検査毎(工区毎)の床面積を同じく別表-1に基づき算出した額とします。
3. 「階数が3以上である共同住宅の床及び梁に鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程」において工区分けを行う場合は、検査毎(工区毎)の床面積を別表-1に基づき算出した額とします。
4. 棟が複数あり、そのうちのいずれかの棟の仮使用検査を受け、その検査に弊社検査員が立ち会った場合、のちの完了検査手数料は各棟毎の面積を別表-1に基づき算出した額とします。
5. 増築の検査申請に係る手数料は、当該増築に係る建築物の部分としての面積と、当該既存建築物の1/2の面積を合計した面積により、別表-1を適用します。(要相談)
6. 豊中市における建て方時特定工程「屋根工事」の中間検査手数料の算定については協議とします。
7. 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証の交付を当社から受けていない中間検査の申請手数料は、中間検査手数料(別表-1(2))に基づき算出した額に確認申請手数料(別表-1(1))に基づき算出した額を合算した額とします。
8. 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証の交付を当社から受けていない完了検査の申請手数料は、完了検査手数料(別表-1(2))に基づき算出した額に確認申請手数料(別表-1(1))に基づき算出した額を合算した額とします。

C-＜仮使用認定手数料関係＞

1. 仮使用認定手数料は仮使用する部分の面積を別表-1(1)の審査料(1)に基づき算出した額に仮使用する部分の面積を別表-1(2)の完了検査手数料に基づき算出した額を合算した額とします。
2. 仮使用認定を受けた建物の完了検査手数料は当該建物の延べ面積から仮使用部分の面積を差し引いた面積を別表-1(2)の完了検査手数料に基づき算出した額とします。
3. 仮使用認定に伴う現場検査において当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規程」に基づき別途遠隔地割増手数料が加算されます。
4. 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付を当社から受けていない仮使用認定の申請手数料は、仮使用する部分の面積を完了検査手数料(別表-1(2))に基づき算出した額に当該申請に係る建築物の床面積の合計を確認申請手数料(別表-1(1))に基づき算出した額を合算した額とします。

D-＜検査済証のない建築物の建築基準法適合状況調査手数料関係＞

1. 建築基準法適合状況調査業務の内容として主に①図上調査、②現地調査、③報告書作成の業務が有り手数料は原則、下記①から③を基本として作業の難易度により増減します。尚、検査済証のない建築物の建築基準法適合状況調査の手数料には別途消費税がかかります。
 - ① 図上調査手数料： 別表-1(1)の審査料(1)×2 + 構造審査加算料(2)とします。
 - ② 現地調査手数料： 別表-1(2)の完了検査×2とします。ただし、当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規程」に基づき別途遠隔地割増手数料が加算されます。

③ 報告書作成手数料： 規模にもよりますが1件100,000円とします。

E-<建築物省エネルギー適合判定対象物件手数料関係>

2 建築物省エネルギー適合判定対象物件の完了検査手数料は別表-1-(2)の完了検査手数料に基づき算定した額に別表-1-(3)に基づき算定した額を加算した額とします。

3 建築物省エネルギー適合判定対象物件の軽微な変更ルートBの手数料は「[\(株\)日本確認検査センター建築物省エネ法判定業務規程別表3](#)」により算出した額の2/10とします。

(工作物に関する確認の申請手数料)

第3条 工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、(別表-4, -5) 「工作物の確認検査手数料」の確認申請欄に掲げる額とする。又、特殊なものについては、別途見積書により定めるものとする。

「工作物の確認検査手数料」

(別表-4)

工作物の指定			確認申請 (1基当たり)	完了検査 (1基当たり)
施行令	種別	範囲		
令第138条第1項	煙突等、他 ※1		12,000円×R	12,000円×R

(特記事項)

- フレキシブルディスクによる確認申請の場合は、上表の手数を各々2,000円減額する。
- 完了検査に於いて当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規程」に基づき別途遠隔地割増手数料が加算されます。
- ※1 $R=h/k$
h：工作物の高さ (m)
k：工作物の区分に応じた係数 (別表-5)
(但し、Rが1.0に満たない場合は1.0とする。又1.0を超えるものは、小数点以下を切り上げとする。)
- 料金を振り込まれる場合、振り込み手数料は申請者にてご負担をお願いします。

(別表-5)

工作物の区分 (令第138条第1項-1)		k
第一号 煙突等	$h>6$	6
第二号 PC造柱、S柱、木柱等	$h>15$	15
第三号 広告塔、装飾塔等	$h>4$	4
第四号 高架水槽、物見塔等	$h>8$	8
第五号 擁壁	$h>2$	2

(建築設備に関する確認申請手数料)

第4条 建築設備に関する確認申請手数料の額は1件につき、昇降機については、

- ① 建築確認申請と同時に申請する場合は(別表-6)による。
- ② 昇降機だけの単独申請で、既存建物等の改造を伴う場合は(別表-7)による。

「昇降機の確認申請手数料(建築確認申請と同時に申請の場合)」

(別表-6)

設置台数の合計	確認申請手数料の額(1台当り)	完了検査手数料の額(1台当り)
1台	25,000円	30,000円
2～5台	22,000円	25,000円
6台以上	19,000円	20,000円
型式部材等製造者認証エレベーター (ホームEV等)	17,000円	18,000円
非常用のエレベーター	40,000円	40,000円
小荷物専用昇降機	15,000円	15,000円

(特記事項)

1. 完了検査に於いて当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規程」に基づき別途遠隔地割増手数料が加算されます。
2. 申請者の都合により昇降機と建築物の検査日が異なる場合の昇降機の完了検査手数料は(別表-7)による。
3. フレキシブルディスクによる確認申請は、2,000円減額とする。
4. 料金を振り込まれる場合、振り込み手数料は申請者にてご負担願います。

「昇降機だけの確認申請手数料(既存建物等の改造を伴う申請の場合も含む)」

(別表-7)

設置台数の合計	確認申請手数料の額(1台当り)	完了検査手数料の額 (1台当り)
1台	34,000円	46,000円
2～5台	31,000円	41,000円
6台以上	28,000円	36,000円
型式部材等製造者認証エレベーター (ホームEV等)	25,000円	25,000円
非常用のエレベーター	45,000円	45,000円
小荷物専用昇降機	25,000円	25,000円

(特記事項)

- 完了検査に於いて当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規程」に基づき別途遠隔地割増手数料が加算されます。
但し、単独検査の場合は遠隔地割増料金の200%とする。(別途確認検査員立会いの為)
- フレキシブルディスクによる確認申請は、2,000円減額とする。
- 料金を振り込まれる場合、振り込み手数料は申請者にてご負担をお願いします。
- EV荷重により構造計算が必要な物件は構造審査加算料20,000円を加算する。

「避難安全検証法等により、設計を行った確認申請手数料の加算額」

(別表一8) 単位：円

床面積の合計 (単位m ²)	階避難安全 検証法	全館避難安全 検証法
0～2,000	40,000	50,000
2,000超～5,000	70,000	80,000
5,000超～10,000	100,000	130,000
10,000超～20,000	130,000	180,000
20,000超～50,000	150,000	200,000
50,000超	協議	協議

- ※ 計画変更申請手数料は、上記金額の1/2の額とする。
- ※ 料金を振り込まれる場合、振り込み手数料は申請者にてご負担願います。

(建築設備に関する確認申請手数料)

第5条 本規程に定めのない事項については別途協議し定めることができることとする。